

令和 7 年度川西町利用者負担額（副食費）一覧表

幼稚園

1 号認定 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

階層区分	定義	副食費		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 1 階層	生活保護世帯	免除	免除	免除
第 2 階層	市町村民税非課税世帯（ひとり親等世帯）	免除	免除	免除
	市町村民税非課税世帯（上記以外の世帯）	免除	免除	免除
第 3 階層	所得割税額77,100円以下（ひとり親等世帯）	免除	免除	免除
	所得割税額77,100円以下（上記以外の世帯）	免除	免除	免除
第 4 階層	所得割税額211,200円以下			免除
第 5 階層	所得割税額211,201円以上			免除

《備考》

- 1 階層区分は、父母及びその他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限りです。）の市町村民税所得割税額の合計額で決定します。
- 2 毎年 9 月が保育料の切り替え時期となります。4 月から 8 月までは前年度の税額に基づく保育料となり、9 月から翌年 3 月までは当年度の税額に基づく保育料となります。
- 3 税額を計算する際には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除等の控除は、適用されません。
- 4 第 2 階層、第 3 階層のひとり親等世帯とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯です。
- 5 年少から小学校 3 年生までの範囲内において多子カウントを行います。
- 6 **市町村民税所得割税額が 77,100 円以下の世帯（第 1 階層から第 3 階層まで）の場合は、上記 5 にかかわらず多子軽減に係る年齢制限がなく、最年長の子どもから順に多子カウントを行います。**
- 7 月の中途に、幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）に入園又は退園された方の副食費については、在籍日数に応じた金額となり、計算方法は、次のとおりです。
その月の副食費
＝副食費（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く。20 日を超える場合は 20 日）÷20 日
- 8 副食費とは別に、通園バス代、施設整備費等各施設で別途設定する費用があります。
- 9 市町村民税の修正申告を行った場合や、婚姻、離婚等により世帯構成が変更となった場合には、保育料の階層区分が変更となる場合がありますので、すみやかにご連絡願います。